

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 申請書

市受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村(※)

四日市市長

※新生児分の申請に当たっては、児童手当の認定を行った時点における住所地の市区町村

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

申請者の住所 (令和3年9月30日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

配偶者の住所 (令和3年9月30日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

※対象児童(平成15年4月2日以降生まれの児童)

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
2			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
3			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
4			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

※結婚している児童は給付金の対象とはなりません。

4. 受取方法

下記の受取口座記入欄に申請者の口座を記入してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	普通		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

なお、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のうち、窓口での現金支給を希望する方は、上の振込先指定口座の記入に代えて、左の口に「✓」を入れてください。

(裏面も確認してください。)

## 5. 添付書類

申請者の本人確認書類の写し(コピー)

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)

振込先金融機関確認書類の写し(コピー)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)。

<申請者・配偶者が令和3年1月1日時点で四日市市に住民票がなかった場合>

当該申請者・配偶者の令和3年度課税証明書

<対象児童と別居しており、かつ、当該対象児童が四日市市以外の市町村に住民票がある場合>

対象児童の世帯全員の住民票の写し

※配偶者からの暴力を避けるために住民票と異なる場所に居住している場合や、離婚協議中の方等については他の書類の提出をお願いすることがあります。

### (公務員の方のみ)

※この欄は公務員の方が申請者となる場合のみ記入してください。  
ただし、高校生のみを養育している方や、新生児(R3.10.1以降生まれ)分のみ申請を行う方は記入不要です。

下記事項について相違ありません。 ※左の口に「✓」を入れ、下記に所属庁の名称を記入ください。

私は、上記「3. 対象児童(※)」に係る令和3年9月分(令和3年9月出生の児童は10月分)の児童手当を所属庁( )から受給しました(又は受給見込み)。

※ 令和3年10月1日以降に出生した児童は除く(証明不要のため)

### 【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付を返還します。

## 添付欄

### ①申請者の本人確認書類

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し)

### ②振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)